

## 香川県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、香川県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（以下「要綱」という。）の事務処理について、必要な事項を定める。

### (認定の申請)

第2条 要綱第4条第1項に規定する認定を受けようとする者は、別記様式第1号による認定申請書1通に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 要綱第4条第1項第1号イに該当する者については、建築士の免許証の写し
- (2) 要綱第4条第1項第1号ロに該当する者については、実務経験証明書
- (3) 香川県に在住又は在勤していることを証する書類（住民票、運転免許証の写し又は身分証明証の写し等）
- (4) 講習会受講修了証の写し（判定士認定証の写し）又は他の都道府県の判定士認定証の写し
- (5) 写真2枚（1枚は、申請書に貼付）

### (判定士の認定)

第3条 知事は、要綱第3条第1項の規定により認定の申請があったときは、審査のうえ資格を有すると認めるときは別記様式第2号による判定士認定台帳に登載のうえ、別記様式第3号による判定士認定証を交付するものとする。

2 認定の資格を有しないと認めるときは、理由を付して申請者に通知するものとする。

### (講習会主催者の事務)

第4条 要綱第5条に定める講習会を主催した者は、講習会が修了したときは次に掲げる処理を行うものとする。

- (1) 別記様式第4号による講習修了者台帳に受講修了者を登載する。
- (2) 受講修了者に、別記様式第5号により受講修了証を交付する。
- (3) 知事に、講習修了者台帳の写しを添え講習実績報告書を提出する。

### (更新の認定)

第5条 要綱第3条第3項に規定する更新の認定は、第2条及び第3条の規定を準用する。ただし、判定士認定証の写しの添付をもって、第2条に掲げる添付書類のうち（1）又は（2）及び（3）の添付は不要とする。

(変更の届出)

第6条 判定士は要綱第7条の規定に基づき、認定申請書の記載事項に変更が生じたときは、別記様式第6号により知事に届け出なければならない。

(認定証の再交付)

第7条 要綱第8条の規定により、知事が認定証の再交付を行う理由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 認定証の記載事項に変更が生じたとき
- (2) その他、知事がやむを得ないと認めたとき

2 再交付を受けようとする判定士は、別記様式第7号により知事に再交付の申請をするものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第8条 第2条、第6条及び第7条の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

附 則

この要領は、平成7年11月2日から施行する。

この要領は、平成15年2月26日から施行する。

この要領は、平成18年6月13日から施行する。

この要領は、平成18年9月7日から施行する。

この要領は、平成23年11月17日から施行する。

この要領は、平成27年7月29日から施行する。

この要領は、平成30年3月19日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。